

## 1. 政策及び15年度重点施策等

<b>政 策</b>	貸金業者に対する的確な監督
<b>15年度 重点施策</b>	登録審査の強化 情報収集態勢の整備 関係省庁との緊密な連携
<b>参考指標</b>	登録状況（新規登録件数） 情報収集態勢の整備状況（収集情報の件数） 関係省庁との連絡会の開催状況

## 2. 政策の目標等

<b>法定任務</b>	預金者、保険契約者、投資家等の保護
<b>基本目標</b>	金融機関等が金融サービスを公正に提供していること
<b>重点目標</b>	金融機関等の法令遵守態勢が確立されていること

## 3. 政策の内容

悪質な金融業者を排除するため、貸金業者の登録審査を強化するとともに、財務局、都道府県及び警察当局等の関係機関・団体との連携を強化することや、相談・苦情の受付体制を充実・強化することにより、貸金業者に対する適切な指導・監督を実施し、資金需要者の保護に努めています。

## 4. 現状分析及び外部要因

近年、無登録業で貸金業を営む者や、登録業者でも違法な高金利貸付けを行い、悪質な取立てを行う業者（いわゆるヤミ金融業者）による被害が深刻な社会問題となっています。

こうした事態を踏まえ、平成15年7月に「貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の一部を改正する法律」（以下、「ヤミ金融対策法」という。）が成立し、16年1月より全面施行されました。これによりヤミ金融業者を厳しく取り締まるとともに、資金需要者を保護するために必要な措置が講じられました。

金融庁としては、こうした措置を踏まえ、監督体制の整備や関係当局等との連携強化などを図っていく必要があります。

## 5. 事務運営についての報告及び評価

### (1) 事務運営についての報告

#### 登録審査の強化について

悪質な業者の排除のため、平成15年3月に文書をもって、各財務局に対して、登録申請時の審査等の一層の強化を図るよう指示するとともに、都道府県に対しても同様の対応を図るよう助言、勧告を行いました。

また、15年7月に成立したヤミ金融対策法において、登録時の本人確認や登録拒否事由の追加（暴力団員等、不正又は不誠実な行為をするおそれがある者、一定の財産的基礎を有しない者等は登録を拒否）など、貸金業の登録審査の強化、登録要件の厳格化が行われ、16年1月から実施しています。

#### 【資料1 貸金業の新規登録件数の推移】

14年度及び15年度の各四半期における実績対比 (単位：件)

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
14年度	1,203	1,312	1,335	1,350
15年度	1,195	1,133	1,110	585

(注) 新規登録件数は、財務局及び都道府県の合計。

#### 情報収集態勢の整備について

苦情・相談等受付窓口の拡充に関して、15年8月に文書をもって、各財務局に対して、被害者・苦情者等のための相談体制の整備・拡充を含め貸金業担当部局の体制の強化・充実するよう指示するとともに、都道府県に対して同様の助言・勧告を行い、また、業界団体に対しても相談体制及び相談窓口の整備・拡充等への取組みを要請しました。

#### 【資料2 苦情・相談受付件数の推移】

14年度及び15年度の各四半期における実績対比 (単位：件)

		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
14年度	受付総数	17,574	18,087	19,324	18,633
	うち無登録関係	-	-	-	5,846
15年度	受付総数	20,082	19,905	17,820	19,626
	うち無登録関係	7,476	7,765	6,552	4,442

(注1) 受付件数は、財務局及び都道府県の合計。

(注2) 無登録の疑いのある者に関する苦情等の受付件数は、平成15年1月以降に集計開始。

### 関係省庁との緊密な連携について

ヤミ金融問題の社会問題化を踏まえ、15年8月に文書をもって、財務局及び都道府県に対して、ヤミ金融業者による被害の防止、監督部局間の連携及び相談体制の一層の強化等の観点から、都道府県、財務局、警察当局及び弁護士会等の関係団体から構成される「ヤミ金融等被害防止対策会議」等の設置・拡充も含め、関係機関及び民間団体等との連携の一層の強化に努めるよう要請しました。

### 【資料3 ヤミ金融等被害防止対策会議等の開催状況】

14年度	15年度
85	154

(注) 都道府県等で開催されたヤミ金融等被害防止対策会議等及び貸金業関係連絡会の会議開催回数の合計。

### その他

ア．金融庁のホームページにおいて、全国の財務局・都道府県に登録されている貸金業者の登録内容を検索できるサービス(注)を15年6月から提供してきたところですが、より一層の資金需要者等の保護や利便性の向上等を図る観点から、貸金業者が広告等で使用している電話番号だけで登録貸金業者か否か検索できる機能を16年5月に追加しました。さらに、利用者が携帯電話からでも登録貸金業者の登録内容を検索することができるサービスを16年5月より開始しました。

また、依然として無登録業者や登録番号詐称業者に係る広告等が散見される状況に鑑み、15年8月には無登録業者の広告禁止等について、同年11月には携帯電話番号を用いた広告の禁止等ヤミ金融対策法の内容の周知について、文書をもって広告掲載団体に対して、傘下の広告業者に対する周知徹底を要請しました。

(注) (<http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>)

イ．財務局登録の貸金業者については、法定利息を上回る利息の受領や取立て行為等について法令違反が認められた9社に対して、業務停止を命ずる処分を実施しました。また、登録取消事由に該当した2社に対して登録を取消す処分を実施しました。

なお、ヤミ金融業者の手口等について、リーフレットや金融庁のホームページ(注)で公表し、注意喚起を行っています。

(注) (<http://www.fsa.go.jp/notice/noticej/karisugia.html>)

## (2) 評価

### 登録審査の強化について

登録審査等の一層の強化とヤミ金融対策法に基づく登録要件の厳格化により、他人名義等による不正な申請者や財産的基礎を有しない者の登録が困難となったことなどから、新規登録件数は減少してきており、特にヤミ金融対策法が施行された16年1月以降の3ヶ月間では前年同時期に比べ大幅な減少（56.7%）となりました。

### 情報収集態勢の整備について

被害者・苦情者等のための相談体制について、財務局や都道府県の監督部局において貸金業担当職員の増員や「ヤミ金110番」など苦情・相談窓口の拡充が図られてきています。また、業界団体においても、相談窓口の利用に関する広報活動の強化や、専門相談員の配置等の体制強化を図る動きがみられます。

### 関係省庁との緊密な連携について

15年8月に「ヤミ金融等被害防止対策会議」等の設置を要請して以降、順次各都道府県において設置され、16年6月までに全都道府県において「ヤミ金融等被害防止対策会議」等が設置されることとなり、ヤミ金融業者等に関する情報の共有化及び被害の防止に向けた対応など積極的な取り組みが行われています。

### その他

ア．貸金業者の登録内容を検索できるサービスについて、月平均で約4万件のアクセスがあるなど活発な利用状況がうかがわれ、登録貸金業者か否かの確認等が行われることにより、ヤミ金融業者との取引抑制・防止に役立っているものと推定され、今般の機能拡充は資金需要者の保護等に資するものと考えられます。

また、広告掲載団体の傘下の広告会社において、自社の広告を調査したところ、無登録貸金業者の広告が発見されたことから、当該広告会社によって広告掲載が取り止められるとともに、警察当局への情報提供が行われました。

イ．行政処分を受けた貸金業者においては、内部体制の見直し、社員教育の実施といった法令遵守向上に向けた取り組みが行われています。

また、金融庁では、ヤミ金融対策法が成立したことに伴い、事務ガイドラインを整備しました。さらに業界団体による自主ルールの策定が行われるなど、貸金業者の法令遵守に資する取り組みが行われています。

以上のように、ヤミ金融対策法の目的に則した対応が行われ、資金需要者等

の保護に寄与しているものと考えられます。

例えば、財務局及び都道府県の貸金業者の監督当局に寄せられた無登録の疑いのある者に関する苦情・相談件数については、15年度7～9月期をピークとして減少している傾向がみられます。

## **6．今後の課題**

苦情・相談件数について、最近、無登録の疑いのある者に関する件数は減少傾向がみられるものの、総件数は依然として多数にのぼり、また、ヤミ金融業者の手口の巧妙化・悪質化の傾向がみられることから、これに対応するため、登録審査の適正な実施、ヤミ金融問題に対する関係機関・団体との緊密な連携、悪質な貸金業者に対する厳正な行政処分等、引き続き的確な監督を行っていく必要があります。

平成17年度において、上記の監督等の実施のため、機構定員要求を行う必要があります。

## **7．当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

## **8．学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **9．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）**

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、新規登録件数の状況、苦情・相談受付件数の状況、ヤミ金融等被害防止対策会議等の開催状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・新規登録件数の状況
- ・苦情・相談受付件数の状況
- ・ヤミ金融等被害防止対策会議等の開催状況

## **10．担当部局**

監督局銀行第二課金融会社室